令和８年度（４期）スチール缶プレスの再商品化（有価物売払い）に関する仕様書

スチール缶プレスの再商品化（有価物売払い）に関する仕様は、次のとおりとする。なお、適正なリサイクルを行うことにより、資源循環を図ること。

１　法令等

引取りにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、その他の関係法令等を遵守すること。

２　品目

スチール缶プレス

３　引渡状況

プレス（圧縮成型）したものを引渡すものとする。

４　売却量

２８トン程度、ただし、期間中の引渡し数量を保証するものではない。

５　売却期間

令和９年１月１日～令和９年３月３１日まで

６　品質

資源物として分別収集した食品系の缶類を磁選別し、プレスしたもの。

７　引渡場所

売払物の引渡し場所は、以下の箇所とする。

No.	住　　所	場　　所
（１）	山口市大内御堀１０４８９番地８	山口市リサイクルプラザ
（２）	山口市阿東生雲東分１１１１９番地	山口市阿東クリーンセンター

８　計量

パレット積みのまま計量した場合は、１枚あたりパレット重量１５．５ｋｇを、総量より差し引いたものを計量票に記載し、報告すること。各施設からの搬出については以下のとおりとする。

（１）山口市リサイクルプラザ

山口市不燃物中間処理センターで計量を行い、同センターの計量票により市へ報告するものとする。（同センターの計量ルートは、別添資料のとおり）

（２）山口市阿東クリーンセンター

阿東クリーンセンターで引き取りを行ったときは、引取者において速やかに計量を行い、計量票により市へ報告するものとする。

９　搬出及び運搬

（１）搬出に当たっては本市職員と十分調整し、市が指示する日時に引取者自ら車両に積込み、搬出すること。

（２）搬出時間は、以下のとおりとする。

山口市リサイクルプラザ　　午前８時３０分～午後４時３０分（土・日・祝日を除く）

山口市阿東クリーンセンター　午後１時～午後４時（土・日・祝日を除く）

（３）積込みしたものが車両の荷台から落下しないよう適切な処置を講ずること。

（４）運搬に当たっては法令を遵守し、過積載等を行わないこと。

10　積込

（１）積込については、引取者自ら作業すること。

（２）積込機材（フォークリフト）は施設の業務に支障のない範囲で貸し出すが、操作に十分注意し事故防止に努めるとともに、機材等を損傷させ、または機材等に事故が発生した場合は、速やかに届け出るとともに、引取者の責任において修理、または対処すること。

（３）機材の操作は必ず資格を持った者が行うこと。

（４）積込後は積込機材及び積込場所を清掃し、施設の美化に努めること。

（５）パレット積み込みとし、パレットについては貸し出すが、次回の引き取りの際に必ず返却すること。なお、引取者持ち込みのパレットの使用は認めない。

（６）施設は一般車両が出入りするため､交通事故等が無いように十分注意すること｡万が一、事故等が発生した場合は、引取者が責任を持って対処すること。

11　１回あたりの搬出量

１回あたりの搬出量は、原則として１０ｔ車満載を基本とする。

12　再商品化

国内での再商品化処理を行うこと。

13　契約の解除

次の事項のいずれかが発生した場合若しくは、仕様書の内容が順守できない場合は、市は契約を解除することができる。

（１）権利義務の譲渡行為

（２）役員及び従業員の信用失墜行為

（３）事故等の隠蔽行為

（４）過失による重度なる事故

（５）本市への報告義務違反

（６）有価物売払仕様書事項違反行為

14　その他

（１）引渡し品の品質確認については、公告日から入札日の前日まで（土・日・祝日を除く）引渡場所において行うので、希望する場合は事前に申し出ること。

（２）事故や災害が発生した場合、または作業上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに報告すること。

（３）その他、引渡しに関する疑義が生じた場合は、協議して決定する。